

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

また、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討に当たっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き都市自治体の資金調達に支障を来すことのないようにすること。

2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。

3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。

4. 公共施設等の除却に係る地方債の特例措置について、必要な地方債資金を確保するとともに、当該地方債の元利償還金に対する交付税措置を講じること。

5. 緊急防災・減災事業債については、防災・減災対策の取組が計画的に実施できるよう、対象事業を拡充したうえで継続的な措置を講じること。